

部方針書
(令和7年度)

シート1(市民生活部)

部 名	市民生活部	部 長 名	水谷 勝彦
■部の構成(令和7年4月1日現在)			
総職員数 79人 部長 1人 市民協働課 15人(うち会計年度任用職員 10人) 人権推進課 12人(うち会計年度任用職員 4人) 市民課 31人(うち再任用職員 1人、会計年度任用職員 13人) 生活環境課 20人(うち病休職員 1人、休職職員 1人、再任用職員 3人、会計年度任用職員 6人)			
■あるべき姿と方策			
【部のビジョン】 ○地域づくりを担う多様な主体が、互いに理解し尊重しあいながら、共通目的のため自発的に活動している。 ○市民意識向上、地域一体の取組により事故や犯罪が減少し、市民が安心して生活している。 ○あらゆる差別や偏見がなく一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしくいきいきと暮らしている。 ○住民情報が正確に記録され適正に管理されている。 ○正確で迅速かつ親切丁寧な対応により、来庁者が気持ちよく窓口を利用している。 ○持続可能で快適な生活環境に向け取組が進み、これを支える人づくりや連携協働の仕組が構築されている。		【部の使命】 ○市民意識の醸成と市民活動への支援 ○コミュニティ意識の向上と人材育成 ○防犯意識・交通安全意識の向上 ○差別意識の解消に向けた人権・男女共同参画施策の総合的・計画的な推進 ○戸籍・住民基本台帳等の適正な管理運用 ○環境基本計画に基づく各種環境対策計画の推進 ○ごみの減量とリサイクルの推進 ○良好な生活環境の維持	
■課題の認識			
【解決すべき課題】		【課題解決のための対応方針】	
1 市民活動団体の活動支援		地域課題に取り組む市民活動団体との情報交換、提案事業の支援により、活動の活性化を図る。	
2 地域コミュニティの機能向上		コミュニティ団体との情報交換、情報共有を通じて組織力の向上を支援し、地域コミュニティの活性化を図る。	
3 様々な人権問題の解消		人権が尊重されるまちづくり条例に基づき人権施策の推進に向けて人権施策推進プラン、男女共同参画プランを実行する。	
4 地域交流の拠点施設である南文化センターの充実		大規模改修工事終了後の南文化センターにおいて、情報発信・各種事業の充実を図る。	
5 市民の利便性を考慮した市民サービス提供体制の充実		コンビニ交付、オンライン申請等のほか、新たに戸籍の氏名振り仮名対応により利便性向上、業務効率化を図るとともに、親切丁寧な窓口対応により市民満足度の高いサービスを提供する。	
6 マイナンバーカードの普及促進		マイナンバーカードの交付、公的個人認証更新事務を円滑に進め、普及促進を図る。	
7 循環型社会の実現		各種環境施策を推進しつつ、生物多様性地域戦略、地域温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)、地球気候変動適応計画を内包した環境基本計画を策定する。	
8 地球温暖化対策の推進		地球温暖化対策実行計画に基づき、市民、事業者、行政が一体となって、地球温暖化対策を推進する。	
9 ごみの減量、リサイクルの推進		ごみ処理基本計画に基づき、市民啓発による分別の徹底、資源循環等により、ごみの減量を図る。	
10			

部方針書
(令和7年度)

シート2(市民生活部)

■方向性の設定

【重点方針】

○地域コミュニティ、町内会、市民活動団体等に関する情報の収集、発信に努め、地域の課題解決に向けた活動の支援等に取り組むとともに、新たな人材の育成を図る。
○交通安全や防犯の意識向上に向け関係団体と連携しながら啓発活動を始め各種事業を実施する。
○人権が尊重されるまちづくり条例に基づき、人権施策推進プラン、男女共同参画プランを実行する。
○地域住民の交流拠点施設である南文化センターにおいて、各種隣保事業や人権に関する情報発信などの充実を図る。
○戸籍法改正により新たに戸籍に氏名の振り仮名対応を図るなど、窓口業務等、行政サービスの利便性向上に向けてデジタルを活用した取組を進める。
○ごみの減量や資源循環のまちづくりを進めるとともに、市民・事業者・行政が一体となった地球温暖化対策の推進などの各種環境対策を図るため、生物多様性地域戦略、地域温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)、地球気候変動適応計画を内包した環境基本計画の策定を図る。

【施策の方針一覧】

優先 順位	施策の方針	課名	施策のめざす姿	施策コード	SDGs目標	
1	電子自治体(スマート自治体)の推進	市民課	情報通信技術を使って、暮らしにまつわる様々な情報や行政サービスをいつでも誰でも利用でき、便利で質の高い生活を送ることができます。	542	11	住み続けられるまちづくりを
2	地球温暖化の緩和策と適応策の推進	生活環境課	持続可能で快適なまち(自然共生、循環、低炭素、安全安心)の実現に向けた取組が行われるとともに、これらの取組を支える人づくりや連携・協働のあり方が構築されています。	343	13	気候変動に具体的な対策を
3	人権尊重のまちづくり	人権推進課	あらゆる偏見や差別が解消され、一人ひとりが互いに人権を尊重しあい、明るく安心して暮らしています。また、あらゆる分野への男女共同参画が促進され、一人ひとりが自分らしく活躍しています。	241	10	人や国の不平等をなくそう
4	コミュニティ活動の活性化	市民協働課	地域づくりを担う様々な主体が、お互いに理解し尊重しあいながら、対等の立場で協力し、共通の目的を達成するために自発的に活動しています。	512	11	住み続けられるまちづくりを
5	資源循環型社会の形成	生活環境課	持続可能で快適なまち(自然共生、循環、低炭素、安全安心)の実現に向けた取組が行われるとともに、これらの取組を支える人づくりや連携・協働のあり方が構築されています。	342	12	つくる責任 つかう責任
6	犯罪のないまちづくり	市民協働課	市民の自己防衛意識の向上とともに、地域と行政が一体となって犯罪や交通事故を防止する取組を進めた結果、事故や犯罪が減少し、市民は安全なまちで安心して生活しています。	371	16	平和と公正をすべての人に
7	男女共同参画社会の推進	人権推進課	あらゆる偏見や差別が解消され、一人ひとりが互いに人権を尊重しあい、明るく安心して暮らしています。また、あらゆる分野への男女共同参画が促進され、一人ひとりが自分らしく活躍しています。	242	5	ジェンダー平等を実現しよう
8	交通安全意識の高揚	市民協働課	市民の自己防衛意識の向上とともに、地域と行政が一体となって犯罪や交通事故を防止する取組を進めた結果、事故や犯罪が減少し、市民は安全なまちで安心して生活しています。	373	3	すべての人に健康と福祉を
9	協働のまちづくり	市民協働課	地域づくりを担う様々な主体が、お互いに理解し尊重しあいながら、対等の立場で協力し、共通の目的を達成するために自発的に活動しています。	511	17	パートナーシップで目標を達成しよう
10						

課方針書
(令和7年度)

シート1(市民協働課)

課 名	市民協働課	課 長 名	磯部 勝
■課の構成(令和7年4月1日現在)			
市民協働課	15人		
課長	1人		
市民協働G	14人(うち会計年度任用職員10人)		
■あるべき姿と方策			
【課のビジョン】		【課の使命】	
地域づくりを担う様々な主体と市が、お互いを理解し尊重しあいながら、自発的に活動している。隣近所同士が良好な関係でつながりあい、明るく健康でいつでも助け合える生活を営んでいる。住民が地域コミュニティの一員としての自覚を持ち、交通安全、防犯など、地域の課題を自分ごととして考え、行動している。自助・共助の精神で、隣近所のつながりを大切にして、交通安全・防犯・防災など、自治意識が高まっている。各地域で実情にあったコミュニティ活動を実施している。		地域コミュニティ、町内会、市民活動団体、行政との連携強化を図る。地域のつながりを大切にし、各種事業を通して交通安全、防犯活動など、地域コミュニティの課題解決が行われるよう支援する。多世代で交流できる地域の居場所づくりを進めるため、まちづくりの担い手となる人材の発掘、育成を図る。市民一人ひとりが交通ルールの理解を深めるため、交通安全啓発活動を促進する。市民の防犯意識の向上を図るため、地域安全パトロールなどの防犯啓発活動を促進する。	
■課題の認識			
【解決すべき課題】		【課題解決のための対応方針】	
1 地域コミュニティ団体の機能向上		地域コミュニティ団体が地域の核となり、継続的に安定した運営ができるよう支援する。	
2 市民活動団体の活動支援		市民活動団体が市の課題に取り組み、継続的な活動により活性化するよう支援する。	
3 町内会の運営支援		町内会が抱える課題や問題を把握し、継続的に安定した運営ができるよう支援する。	
4 多種多様な犯罪の発生防止		警察と連携を図りながら講座や教室を開催するなど、犯罪防止の重要性を啓発し、市民の防犯に対する意識の向上を図る。	
5 交通安全・防犯団体の活動支援		警察や各種団体との顔の見える関係づくりに努め、地域に即した啓発活動が継続できるよう支援する。	
6 交通死亡事故の増加抑制		警察や各団体等と啓発活動や交通安全教室等を協働実施するなど、市民の交通安全に対する意識の向上を図る。	
7 地域の居場所づくりの活動支援		地域活動の担い手となる人材の発掘・育成を図る。	
8			
9			
10			

課方針書
(令和7年度)

シート2(市民協働課)

■方向性の設定

【重点方針】

- ・市民、コミュニティ、市民活動団体と行政の協働を推進する。
- ・コミュニティ、町内会等の情報交換会を開催し、課題解決に向けた支援に努める。
- ・つしま夢まちづくり提案事業により、市民活動団体が実施する魅力あるまちづくりを支援する。
- ・次世代コミュニティ及びまちづくりリーダーの発掘を支援する。
- ・交通事故の発生を防止するために、各種交通安全啓発活動を実施する。
- ・安全安心なまちづくりを目指し、防犯意識の高揚を図るため、各種防犯啓発活動を実施する。
- ・各コミュニティ推進協議会の機能向上を図り、継続的な運営を支援する。
- ・イベントや人材育成講座等を実施し、市民活動団体の支援に努める。
- ・地域の居場所づくり活動を通じ、人材の発掘、育成を進める。

【事務事業一覧】

優先 順位	事務事業名	事業概要	施策コード	SDGs目標
1	地域コミュニティ団体 支援事業	より良い地域づくりを考える講座や交流会等を開催することにより、市民のコミュニティ意識の向上と人財の発掘・育成を図る。また、地域コミュニティ団体の活動拠点であるコミュニティセンターの充実を図るための支援をする。	512	17 パートナーシップで目標を達成しよう
2	町内会支援事業	町内会等の活動促進を図るための支援・助成を行うとともに、町内会が行う公共的事業や課題解決に向けた相談や調整に努める。	512	17 パートナーシップで目標を達成しよう
3	自主防犯対策促進 事業補助事業	愛知県と協調して、侵入盗・自動車盗及び特殊詐欺の犯罪を未然に防止するために必要な防犯対策用品の購入費等を補助することで、市民の防犯意識高揚と犯罪被害の軽減を図る。	371 372	16 平和と公正をすべての人に
4	防犯灯設置補助事業	防犯灯を管理する町内会等に対して費用の一部を補助することにより、町内会の負担軽減を図るとともに、環境への負担が少ないLED化を促進する。	371 372	16 平和と公正をすべての人に
5	自転車ヘルメット購入補助事業	愛知県と協調して、自転車を利用する児童、生徒と高齢者に対し、ヘルメット購入費の補助を実施することで、ヘルメットの着用促進及び交通事故による被害軽減を図る。	373	3 すべての人に健康と福祉を
6	交通安全活動推進 事業	交通事故の発生を防止するため、交通安全教室・講座等を通じて、市民自らが交通マナーの向上や交通事故の減少につながるよう、交通安全関係団体等と協働し、キャンペーン等による交通安全の啓発を実施する。	373	3 すべての人に健康と福祉を
7	防犯活動推進事業	地域の防犯活動を積極的に推進するため、防犯教室・講座等の開催や地域の防犯啓発活動の支援を行う。また、防犯協会等と連携した啓発活動を実施する。	371 372	16 平和と公正をすべての人に
8	つしま夢まちづくり提案事業	まちの活力、にぎわいを創出することを目的に、市民活動団体が行う公益性のあるまちづくり事業を支援するための補助金を交付する。	511	11 住み続けられるまちづくりを
9	市民活動団体人材 育成事業	市民活動団体等を対象として、円滑な団体運営、問題解決や活性化のための講座などを開催する。	511	17 パートナーシップで目標を達成しよう
10	地域の居場所づくり 支援事業	地域の多様な世代が集まる交流の場を生み出し、全ての世代が相互に助け合いながら活躍できるまちを目指すとともに、地域活動の担い手となる人材の発掘・育成を図る。	512	11 住み続けられるまちづくりを

課方針書
(令和7年度)

シート1(人権推進課)

課 名	人権推進課	課 長 名	松岡 範将
■課の構成(令和7年4月1日現在)			
人権推進課 12人 課長 1人 人権同和・男女参画G 4人 南文化センターG 7人(うち会計年度任用職員4人)			
■あるべき姿と方策			
【課のビジョン】 ○あらゆる偏見や差別を解消し、一人ひとりが互いに人権を尊重し合う、明るく安心して暮らせるまちが形成されている。 ○あらゆる分野への男女共同参画が促進され、一人ひとりが自分らしく活躍できるまちが形成されている。 ○南文化センターが、様々な人権問題への関心と理解を深める情報を発信し、地域の交流を進めるなど拠点施設となっている。		【課の使命】 ○お互いの人権を尊重し合い、明るく安心して暮らせる住みよいまちの実現に向けて、人権施策を総合的・効果的に実施する。 ○男女共同参画をあらゆる分野に促進し、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画施策を総合的・効果的に実施する。 ○南文化センターが地域の拠点施設となるよう、魅力のある隣保事業を実施する。	
■課題の認識			
【解決すべき課題】 1 様々な人権問題の解消		【課題解決のための対応方針】 人権施策推進プランに基づき、人権教育・啓発活動など、様々な活動を実施する。	
2 男女共同参画社会の実現		男女共同参画プランに基づき、意識の醸成・教育の推進など、様々な活動を実施する。	
3 南文化センター隣保事業の充実		隣保事業をより魅力あるものにするため、住民ニーズを把握し、様々な事業を実施する。	
4 住宅新築資金等貸付金の滞納整理		滞納者への納付指導や臨宅を継続するとともに、回収困難な債権については、債権放棄や法的措置を検討し整理する。	
5 ファミリーシップ宣誓制度の運用		性の多様性への理解を促進するため、令和7年度から導入したファミリーシップ宣誓制度の運用を進める。	
6			
7			
8			
9			
10			

課方針書
(令和7年度)

シート2(人権推進課)

■方向性の設定

【重点方針】

○津島市人権が尊重されるまちづくり条例の目的を達成するため、津島市人権施策推進審議会で審議した基本計画等に基づき、人権が尊重されるまちの実現を目指す。

○人権施策推進プランの進捗管理・評価を行う。

○人権教育を推進するための講座などを実施し、様々な施策・啓発に取り組む。

○ファミリーシップ宣誓制度の運用を進める。

○男女共同参画プランの進捗管理・評価を行う。

○男女共同参画を推進するためのセミナーなどを実施し、様々な施策・啓発に取り組む。

○前年度に実施した市民意識調査の結果等を踏まえ、人権施策推進プラン及び男女共同参画プランの改定を行う。

○南文化センターが地域住民の交流の拠点施設となるよう、各種隣保事業や人権に関する情報発信など、積極的に取り組む。

○住宅新築資金等貸付金の回収に取り組む。また、回収困難な債権については、弁護士の意見を参考に債権放棄等を進めるとともに、法的措置についても検討する。

【事務事業一覧】

優先 順位	事務事業名	事業概要	施策コード	SDGs目標	
1	人権施策推進事業	人権施策推進プランの進捗管理を行い、人権を尊重するまちを実現するために、あらゆる施策を実施する。前年度に実施した市民意識調査の結果等を踏まえ、人権施策推進プランの改定を行う。	241	10	人や国の不平等をなくそう
2	人権教育推進事業	人権教育の推進や偏見・差別等を解消するために、市民に学習機会を提供し、啓発活動を実施する。	241	4	質の高い教育をみんなに
3	男女共同参画推進事業	男女共同参画プランの進捗管理を行い、男女共同参画社会を実現するために、あらゆる施策を実施する。前年度に実施した市民意識調査の結果等を踏まえ、男女共同参画プランの改定を行う。	242	5	ジェンダー平等を実現しよう
4	南文化センター隣保事業、情報発信事業	地域住民の福祉や文化の向上を図るため、各種教室、相談事業、高齢者世帯訪問などを実施する。展示ホールにおける情報発信の魅力を向上させる。	241	10	人や国の不平等をなくそう
5	DV相談・支援体制充実事業	DV被害者等の相談・支援を実施する。DV等対応連携会議を開催し、関係各課と相互に連携し、情報共有を図る。	242	5	ジェンダー平等を実現しよう
6	住宅新築資金等貸付金の滞納整理	回収に取り組むとともに、回収困難な債権については弁護士の意見を参考に債権放棄等にも取り組むとともに、法的措置についても検討する。	241	10	人や国の不平等をなくそう
7	ファミリーシップ宣誓制度の運用	性の多様性への理解を促進するため、令和7年度から導入したファミリーシップ宣誓制度の運用を進める。	241	10	人や国の不平等をなくそう
8					
9					
10					

課方針書
(令和7年度)

シート1(市民課)

課 名	市民課	課 長 名	宇佐美 智史子
■課の構成(令和7年4月1日現在)			
総職員数 31人 課長 1人 市民・戸籍G 25人(うち再任用職員1人、会計年度任用職員13人) 神守支所G 5人			
■あるべき姿と方策			
【課のビジョン】		【課の使命】	
・各種法令等の改正に対応し、市民満足度が高い行政サービスが提供されている。 ・デジタル手続きを含め利便性が高く効率的で効果的な市民サービスの体制が構築されている。 ・個人情報について適正な取扱いをしている。 ・マイナンバーカードが普及し、社会基盤が整備されている。 ・各種証明書の不正取得等の防止策が根付いている。		・戸籍の氏名の振り仮名記載事業を進め、戸籍及び住民基本台帳の機密性、完全性、可用性を担保する。 ・市役所を訪れた市民のニーズを的確に把握し、親切・迅速・正確に対応する。 ・各種手続きについて、デジタル手続きを含め市民の利便性向上に努める。 ・住民基本台帳システム・戸籍総合システム等の安定的な稼働(更新、バージョンアップへの対応)をする。 ・業務を効率的に行うための手段を検討し、構築する。 ・マイナンバーカードの円滑な交付に努める。 ・各種証明書の不正取得を防止・抑制し、本人通知制度の普及に努め、支援措置制度を適正に遂行する。 ・住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録及び戸籍等の各種システムの標準化を進める。	
■課題の認識			
【解決すべき課題】		【課題解決のための対応方針】	
1 戸籍事務・住民基本台帳事務等の正確性を担保する。		・戸籍の氏名の振り仮名記載事業について、委託業者と協力し正確に対応をする。 ・虚偽が疑われる住民記録等に対し、居住実態の把握に努め、住民基本台帳の整備をする。 ・海部地区戸籍住民基本台帳事務研究会等を通じて、幅広い知識習得、情報交換をする。	
2 住民基本台帳システム等の機器・システムを安定的に稼働する。		・住民基本台帳法、戸籍法等の一部改正に適應する住民基本台帳システム・戸籍総合システム等の改修を行う。	
3 マイナンバーカードの保有枚数率を伸ばすとともに、カード及び公的個人認証の更新をする。		・増加するマイナンバーカード及び公的個人認証の更新を正確に迅速に行う。	
4 行政のスリム化とサービスの質の担保を図るため、来庁された市民に対してデジタル手続きを含め市民の利便性を考慮した、市民サービスの提供体制を構築する。		・業務を効率的に行うための手段を検討し、構築する。 ・正確で市民満足度が高い、行政サービスを提供できる職員を育成する。 ・本庁市民課窓口のキャッシュレス決済を継続する。 ・窓口業務の各種申請用紙への記入を簡素化し、手順等についてさらに検討し改善をする。	
5 市役所に来庁しなくても住民票の写しや印鑑登録証明書が取得可能となる。		・住民票の写し及び印鑑登録証明書について、自治体基盤クラウドシステムを利用したコンビニ交付サービスを継続する。 ・各種交付申請についてオンラインでの申請を継続する。	
6 各種証明書の不正取得等を防止する。		・本人通知制度の啓発・普及に努める。 ・支援措置制度を適正に遂行する。	
7 旅券発給事務を適正に遂行する。		・旅券発給事務の正確な運用に努める。	
8 神守支所の適正な施設管理と運営、神島田連絡所の適正な運営をする。		・公共施設等適正配置計画、個別施設計画に基づく施設管理・運営を行う。	

課方針書
(令和7年度)

シート2(市民課)

■方向性の設定

【重点方針】

- ・戸籍に氏名の振り仮名を記載することについて遅滞なく正確に対応する。
- ・住民基本台帳法、戸籍法等の一部改正に適應する住民基本台帳システム・戸籍総合システム等の改修を行う。
- ・戸籍システム、住民記録システム等の標準化について、遅滞なく正確に対応する。
- ・窓口のデジタル化を進め市民と職員双方が負担軽減となるシステム等を安定的に運用し、さらに改善を続ける。
- ・マイナンバーカードの交付及び公的個人認証の更新が円滑に行われるよう努める。
- ・迅速で正確な事務を担保するため、システムの自動化(AI、RPA等)について、情報収集をし研究する。
- ・市民の利便性向上のためコンビニ交付、らくらく窓口証明書交付サービス、オンライン申請等を安定的に運用する。
- ・個人情報の保護に努め、各種証明書の不正取得を防止・抑止し、本人通知制度の普及と支援措置制度を適正に遂行する。
- ・旅券発給事務の正確な運用に努める。
- ・神守支所と神島田連絡所については、公共施設等適正配置計画、個別施設計画に基づき安全な施設管理を行い、適正な運営に努める。

【事務事業一覧】

優先 順位	事務事業名	事業概要	施策コード	SDGs目標
1	戸籍事務事業	・戸籍に氏名の振り仮名を記載することについて、遅滞なく正確に対応する。 ・戸籍法等の一部改正及びシステム標準化に適應する戸籍総合システム等の改修をする。 ・戸籍事務の正確な運用に努める。	531 542	16 平和と公正をすべての人に
2	住民基本台帳事務事業	・住民基本台帳法等の一部改正及びシステム標準化に適應する住民基本台帳システム等の改修をする。 ・住民基本台帳事務の正確な運用に努める。 ・居住実態の把握に努め、住民基本台帳の整備をする。	531 542	16 平和と公正をすべての人に
3	マイナンバーカード交付事業	・増加するマイナンバーカード及び公的個人認証の更新等について、予約システム等を使用し迅速正確な対応をする。	531 542	16 平和と公正をすべての人に
4	窓口電子化事業	・オンライン申請、キャッシュレス決済、書かない窓口となるシステム等を安定的に運用し、さらに改善を続ける。 ・「らくらく窓口証明書交付サービス」を継続し、窓口申請方法の選択肢を増やしサービスの向上となるよう努める。 ・マイナンバーカード券面読み取り機器を導入し、カードの更新及び公的個人認証更新手続きの簡素化をする。	531 542	16 平和と公正をすべての人に
5	コンビニ交付事業	・住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付について、コンビニ交付を継続する。	531 542	16 平和と公正をすべての人に
6	本人通知制度及び支援措置制度事業	・個人情報の保護に努め、各種証明書の不正取得を防止・抑止し、支援措置制度の適正な遂行と本人通知制度の普及に努める。		16 平和と公正をすべての人に
7	旅券発給事務事業	・旅券発給事務の正確な運用に努める。		16 平和と公正をすべての人に
8	神守支所の施設管理と運営、神島田連絡所の運営事業	・公共施設等適正配置計画、個別施設計画に基づき安全な施設管理を行う。 ・正確で市民満足度が高い、適正な運営に努める。	523	11 住み続けられるまちづくりを

課方針書
(令和7年度)

シート1(生活環境課)

課 名	生活環境課	課 長 名	前田 知史
■課の構成(令和7年4月1日現在)			
生活環境課 20人 課長兼所長 1人 環境保全G 6人(うち病休職員1人、休職職員1人、再任用職員1人) 環境整備G 13人(うち再任用職員2人、会計年度任用職員6人)			
■あるべき姿と方策			
【課のビジョン】 ○水と水辺環境が保全、再生され、身近に水や緑とふれあえる環境が創出されている。 ○ごみの減量、資源化リサイクルが推進され、資源循環型社会が形成されている。 ○省エネルギー行動、再生可能エネルギー利用等により地球温暖化の緩和策、適応策が推進されている。 ○地域の生活環境の改善が促進され、地域と行政が一体となって魅力ある生活環境が創造されている。		【課の使命】 ○津島市環境基本計画、その他各種計画の推進 ○市民、事業者、行政によるリフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの推進、循環型社会の形成 ○二酸化炭素の排出抑制のための省エネルギー行動推進、再生可能エネルギー利用促進 ○公害対策(調査、監視等)の実施、良好な生活環境の維持	
■課題の認識			
【解決すべき課題】 1 地球温暖化対策の推進		【課題解決のための対応方針】 省エネルギー行動の啓発、再生可能エネルギーの普及、意識向上・行動変容を促す啓発	
2 ごみの減量、リサイクルの推進		分別収集の啓発・徹底、ごみゼロ運動の実施	
3 生活排水対策の推進		単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進、合併処理浄化槽等の適正管理の啓発	
4 良好な生活環境の維持		市民への意識啓発、地域との協働による美化活動の推進、公害対策(調査、監視等)の実施	
5			
6			
7			
8			
9			
10			

課方針書
(令和7年度)

シート2(生活環境課)

■方向性の設定

【重点方針】

○津島市環境基本計画に基づく環境施策の進捗確認、推進を図る。次期計画を策定する。
○地球温暖化対策実行計画(事務事業編・区域施策編)の推進を図り、気候変動適応計画の策定を行う。
○市の事務事業に係る更なる施策の検討、市民に対する住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金の交付、事業者に対する啓発事業を実施する。
○ごみ処理市民委員会の協力を得ながら、資源・ごみ分別アプリ等も活用して啓発を行い、分別収集の徹底等によるごみの減量化、プラスチック製容器包装の分別収集量の増加、鹿伏兎処分場のリサイクルステーション事業の市民周知等による資源の有効活用を図る。
○市民の生活環境保全への意識啓発、地域との協働による生活環境美化を推進する。(ごみゼロ運動、アダプトプログラム、町内清掃活動、地域猫活動支援等)

【事務事業一覧】

優先 順位	事務事業名	事業概要	施策コード	SDGs目標	
1	環境基本計画策定事業	市民・事業者・行政が連携して活動し、環境配慮の意識を高める取組みを進める。令和7年度が最終年次となる環境基本計画について、次期計画を策定する。	341	11	住み続けられるまちづくりを
2	地球温暖化対策事業	地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設の設備更新等を進め、公共施設の二酸化炭素排出抑制の促進を図るとともに、市民・事業者の各主体を巻き込んだ地域の取組を促す。	343	13	気候変動に具体的な対策を
3	ごみの減量・リサイクル促進事業	市民啓発(アプリ等)による分別収集の徹底等により、ごみの減量化及び資源の有効利用を推進する。鹿伏兎リサイクルステーションの更なる市民周知を進める。	342	12	つくる責任 つかう責任
4	住宅用再生可能エネルギー等利用促進事業	二酸化炭素の排出を抑制し、再生可能エネルギーの利用促進を図るため、住宅用地球温暖化対策設備(太陽光パネル、HEMS、蓄電池、V2H)を設置する者に対し、補助金を交付する。	343	7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに
5	合併処理浄化槽普及促進事業	公共用水域保全のため、浄化槽処理促進区域における合併処理浄化槽転換費用の一部を補助し、生活排水の水質向上を図る。	481	14	海の豊かさを守ろう
6	もったいない運動事業	食品ロス削減のため、売れ残り品などの食品を安価でやりとりするマッチングサービス「もったいない津島byタベスケ」を運用する。	342	12	つくる責任 つかう責任
7	アダプトプログラム(公共施設の里親)事業	市民が里親となつて行う身近な公共施設の美化活動に対し、市が清掃道具等を提供するなど、市民と行政による協働のまちづくりを推進する。	344	17	パートナーシップで目標を達成しよう
8	清掃活動推進事業	ごみ処理市民委員会との協働により、市民、各種団体、ボランティアによる市内の一斉清掃活動を実施し、市民の意識啓発、市内の環境美化を推進する。	344	17	パートナーシップで目標を達成しよう
9	斎場・墓地管理運営事業	斎場の適切な維持管理を行うために、令和3年度から指定管理者による管理運営を行っているが、令和7年度で指定期間が終了するため、その選定を行う。	344	11	住み続けられるまちづくりを
10					